

請願・陳情 文書表

7・4定

陳情第37号

受付年月日	7. 10. 30	付託委員会	子育て文教
提出者			
紹介議員	一		
提出者からの説明希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
件名と要旨			

(件名)

市立小中学校への「いじめ対策監（仮称）」配置制度の導入を求めるについて

(要旨)

旭川市が導入した「旭川モデル」は、いじめ防止に向けた制度の見える化を進め、令和5年度のいじめ認知件数が6, 147件（前年度比3.6倍）に達するなど、その積極的な成果は高く評価されるべきである。しかし、この成果の裏側で、学校現場の教職員には次のとおり深刻な業務負担の増加という課題が生じている。

1 業務負担の著しい増加

- ・いじめ対応に伴う詳細な記録作成、多岐にわたる保護者対応、関係機関との連携及び報告業務が、担任教員を中心とする既存体制の勤務時間を著しく圧迫している。
- ・教育委員会公表の働き方改革推進プラン（第3期）のデータからも、時間外在校等時間が月45時間を超過する教職員が多数存在しており、特に多忙な教職員層では、いじめ対応がその主要な要因の一つとなっている。

2 専門的・恒常的体制の欠如

- ・いじめ対応という高度な専門性と継続性が求められる業務が、他の教育活動と並行して教職員個人の力量に大きく依存する構造が続いている。これにより、教材研究や子供との関わりに時間を使いたいという本質的な教育活動に従事する時間が削られ、教育の質の低下と制度の持続可能性が危ぶまれている。

これらの課題は、子供のいじめから守られる権利の保障と、学校の教育機能を持続的に維持する観点から、喫緊の改善が求められる。

「いじめ対策監（仮称）」の配置は、教職員の過重労働を解消し、子供の権利保障に資する専門的・恒常的な対応体制を確立するための、極めて現実的かつ不可欠な一步である。

旭川市が「旭川モデル」を真に実効性の高いものとし、子供たちの声に的確に応答し続けるためには、制度設計が必要である。

(次頁に続く)

については、旭川市において、いじめの未然防止・早期発見・迅速対応を専門的かつ恒常に実施する体制を確立するため、全ての市立小中学校に「いじめ対策監（仮称）」を配置する制度の導入を強く求める。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

陳情事項

- 1 市立小中学校に「いじめ対策監（仮称）」を1名ずつ恒常に配置すること。
- 2 「いじめ対策監（仮称）」は、いじめ事案の初期対応・調査協力・記録管理・保護者及び関係機関との連携を一元的に担い、教職員の負担を軽減し、専門性を学校にもたらすこと（役割の明確化）。
- 3 現行の「旭川モデル」における専門職（心理士、支援員、弁護士等）と「いじめ対策監（仮称）」とが緊密に連携し、学校内外の支援体制を有機的に統合するハブ（拠点）としての役割を持たせること（既存のリソースとの統合）。